

◎十三番（大橋沙織君）日本共産党の大橋沙織です。一般質問を行います。

昨年の台風被害や新型コロナウイルスなど、震災、原発事故の復興途上に相次ぐ災害で県民の暮らしは大打撃を受けています。新型コロナウイルスでの生活が大きく一変し、多くの人が政治と自分の暮らしが直結していると感じ、声を上げています。

そうした中、国民一律の十万円給付が実現、全国で二百を超える大学の学生が呼びかけた学費半額を求める署名に賛同が広がるなど、政治の在り方が大きく問われています。今こそ県民の命と暮らしを守るための施策を迅速に実行することが必要です。この観点で以下質問を行います。

雇用調整助成金についてです。

今回新型コロナウイルスによる解雇を防ぐため申請書類の簡素化などがされてきましたが、依然として支給までのスピードが遅く、県内でも今月二十六日時点で申請が五千六十七件に対し、支給決定は三千百七十六件と、約六割にとどまっております、迅速化が求められます。中小の事業者からは、休業補償を払えないため申請できないとの声も出されています。

雇用調整助成金の迅速な支給を図るため、事後審査にするなど、申請手続のさらなる簡素化を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

国の二次補正で示された休業支援金は、雇用保険加入の有無にかかわらず労働者が直接請求できる制度です。

休業手当を受けられない労働者が申請できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を速やかに支給し、休業補償が確実に行われるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

県の協力金、支援金についてです。

県の協力金と支援金が発表され、事業者の方々は大きな期待をしていますが、実際には対象外とされ、落胆しています。事業者の気持ちを踏みに

じるような線引きはやめるべきです。

県内事業者は、原発事故に加え、昨年の消費税増税と台風被害で既に大打撃を受けており、県北の飲食業だけでも四十七件は廃業したとの情報や、三月以降売上げが八割も減少した飲食店もあり、生活が不安で夜も眠れない、今すぐ手元にお金が欲しいなど、深刻な状況に追い込まれています。

あるコーヒーショップの経営者は、四月二十八日から五月六日までの九日間のうち五日間休業しましたが、九日間の完全休業が条件と言われ、またフラワーアレンジメント教室の方は自前店舗ではないため、それぞれ支給対象業種であり、休業に協力したのに対象外とされてしまいました。

休業等の要請に応じた事業者への福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金について、営業自粛に応じた事業者を幅広く捉えるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

県は、協力金などの受付業務をコールセンターに委託しているため、その場での柔軟対応ができず、確認作業に時間がかかり、申請開始から約一月経過した今月十四日時点でも僅か二〇・五％の支給、二十九日時点でも四三・三％と半数にも達していません。

ドイツの零細事業者向け補償制度は、資金繰りが難しくなった理由などを書けばよく、申請から三日程度でお金が振り込まれます。まずは必要なお金をすぐに支払い、事後審査としているため、迅速な支給が可能です。

休業等の要請に応じた事業者への福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金について速やかに支給すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

生活困窮者への支援についてです。

非正規労働者は、前年同月比で九十七万人減少、そのうち七割が女性であり、雇用におけるジェンダー格差は大きな課題です。経済状況が悪化した

とき、真っ先に切られるのは非正規労働者です。

十九日時点の福島労働局調べでは、東北の中で最も多い六百五十人が解雇見込みとされ、県内のある工場では四十人から五十人の派遣切りが行われたとの話もあります。

社協などで申請できる緊急小口資金や総合支援資金は事業者も利用可能、返済時住民税非課税なら返済不要となり、住居確保給付金はアルバイトの収入が減った学生なども対象となりました。経済弱者は情報弱者との指摘もあります。

生活福祉資金や住居確保給付金の制度を積極的に周知すべきと思います  
が、県の考えを尋ねます。

生活困窮者の最後の受皿となる生活保護は、コロナ特例で車の保有が認められました。長野県のホームページでは、「国民の権利を保障する全ての方の制度ですので、ためらわずにご相談ください。職員が丁寧に説明します」と明記されており、さきの国会では安倍首相も「ためらわずに申請を」と呼びかけました。

生活保護はあなたの権利との立場で生活保護制度の周知を図り、積極的に保護を実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

放課後児童クラブ等への支援についてです。

これまで放課後児童クラブは家庭に代わる子供の居場所として役割を果たしてきました。今回放課後児童支援員は、国の唐突な休校要請に伴い、約二か月間朝から晩まで開所し、連日十二時間労働、断続的な休校で終わりが見えない不安感など、支援員が心身ともに疲弊し、三密を避けにくい環境で働かざるを得ないことによる特別な緊張も大きかったとの話を聞きました。

国の二次補正では、医療・介護、障がい児施設の職員は慰労金の対象とな

っていますが、政府の要請で開所を続け、社会生活を支えてきた放課後児童クラブや保育所の職員などは対象外です。

放課後児童クラブや保育所の職員に対し慰労金を支給するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、日本一子育てしやすい福島県実現のためにも、放課後児童クラブや保育所の職員に対し、県が独自に慰労金を支給すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

今後も働く保護者が安心して子供を預けられるようにするため、専門的な知識や技能を身につけた放課後児童支援員が八時間勤務の常勤雇用で複数配置され、就労を継続できるような環境整備が必要です。

放課後児童クラブを八時間の常勤職員体制で運営する事業と位置づけるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

学生や大学等への支援についてです。

高等教育無償化プロジェクトF R E Eの調査によれば、四月時点でバイトの収入が減った学生は七割近くおり、さらに二割の学生が大学を辞めることを検討していると回答しました。

党県議団は、県内の各大学と懇談し、実態調査を行ってきました。県内の学生は、保護者の失業で学費が払えないなど経済的な不安を抱え、福島大学では既に二人が休学を申し出ており、いわき市の医療創生大学の学生などを含む全国二百の大学等の学生がネット署名で学費半額を求めています。

O E C D加盟国の中で授業料無料も給付型奨学金制度もないのは日本だけで、国公立でも年間の学費は五十三万五千八百円、私学はその二倍です。国立の福島大学では、奨学金とアルバイトの収入で学費を払っている学生が一番多いといえます。県としては、県立大学の学費半額を行うべきです。

県立医科大学及び会津大学の学費を半額にすべきと思いますが、県の考え

を尋ねます。

国は二次補正で学生支援緊急給付金を創設しましたが、対象学生は全国で僅か四十三万人、全学生三百七十万人のうち九人に一人しか支給対象とならず、留学生には成績などの条件まであり、さらに厳しい状況です。

コロナ禍で学生は経済的に苦しんでおり、県内の多くの大学では教職員やOBらが募金をして学生への貸付金など経済的支援を行っていますが、大学だけでは限界との声です。

桜の聖母短期大学では、卒業生の県内就職率は八割で、保育士や管理栄養士などをはじめ県内の大学等は将来の福島県を担う若者の育成機関となっています。

国の学生支援緊急給付金の対象とならない県内の学生に県として経済的支援を行うべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

県内では、桑折町や只見町がコロナで困窮する町出身の学生への奨学金制度を創設しており、各大学からは県独自の給付型奨学金制度をつくってほしいと要望がありました。

大学生等を対象とした県独自の給付型奨学金制度を創設すべきと思います  
が、県教育委員会の考えを尋ねます。

県内全ての大学等が参画するアカデミア・コンソーシアムふくしまには、  
県もメンバーとなっています。この会議の場も活用し、学生の実態をつか  
むべきです。

各大学等の取組を把握し、学生をひとしく支援する担当部署を設置すべき  
と思いますが、県の考えを尋ねます。

会津大学短期大学部の寮「一箕寮」は、築五十七年で老朽化が進んでいま  
す。二〇一八年三月、大学基準協会から「とりわけ寮の老朽化については、  
学生の居住環境への影響もあり、早急に是正するように」との勧告が出さ

れています。

会津短大は、寮の改築を県に要望し、県も現地を調査しましたが、行われたのは厨房などの改修で、根本的な老朽化への対策とはなっていません。勧告への返答期限は来年の七月に迫っています。

老朽化している会津大学短期大学部の学生寮を改築すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

米の全量全袋検査についてです。

米の全量全袋検査は、消費者や県外の業者などから「検査しているから安心だ」という声があり、目に見える安心の基準となってきました。今年度産米から避難指示が出た市町村を除き抽出検査に移行されますが、昨年の台風被害で川の土砂が田んぼに上がった農家があり、依然として不安を抱えています。喜多方市では、米の販売促進のためにも安全・安心を確保したいとの思いで独自検査を継続します。

米の全量全袋検査を継続すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

市町村や団体が独自に行う米の放射性物質検査に対して助成すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

原発事故と新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農家への支援についてです。

県内の畜産農家は、原発事故の影響で全国よりも販売価格が低く抑えられたまま、さらに新型コロナウイルスで大きな影響を受けています。今回のように販売価格が暴落した際、生産者を救う制度として使えるのが肉用牛肥育経営安定交付金制度、いわゆる牛のマルキン制度で、肉用牛の販売価格が生産コストを下回った場合、生産者にその差額の九割を補填するものです。これまで販売価格は全国平均で算定していましたが、国の通知に基づき今年度から県別の地域算定に移行する段階でより実態が反映されると農家の方

々も喜んでいました。

ところが、四月、国が唐突にこの制度を変え、補償の基準となる販売価格を県単位から東北ブロック全体で平均し、交付額を決める方式にしたことで、原発事故などの影響から東北の中で一番安い価格で販売される本県肉牛は高値で取引される山形県や宮城県と一律の基準にされてしまうと交付額が大きく減額となり大ダメージだと、各方面から批判の声が上がっています。

肉用牛肥育経営安定交付金制度について、本県の実態に応じた算定方式とするよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

六月補正では、国の肥育牛支援事業に県が二万円を上乗せする予算が計上されていますが、極めて不十分と言わざるを得ません。

肉用牛肥育経営安定交付金制度について、制度改定に伴う損失分を当面は県が補填すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

日本の食料自給率は年々下がりが続き、現在は三七%となっています。コロナ禍で、ロシアやウクライナ、ベトナム、インドなど十七の国、地域が輸出規制に動いています。外国からの輸入ができなくなったとき、食料自給率三七%では国民の食料を守れません。

飲食業関係者や中山間地の農家からは、コロナを機に地産地消を基本に据えるべきだとの意見もあります。福島県は、これまで食料自給率は生産額ベースで農業輸出県でしたが、原発事故の被害で農業輸入県となり、いまだに回復できていません。

国は、二〇一〇年の計画では五〇%を目標にしましたが、二〇一五年以降目標を四五%に引き下げました。

食料自給率の五〇%への引上げを早期に実現するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

本県の大多数を占めている家族農業経営を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

種苗法についてです。

さきの国会では、種苗法の審議が継続となりましたが、国連の農民の権利宣言では種子に対する権利が農民にあることを明確にしています。これまでに農家は自らの土地などに合った作物育成をしてきましたが、種苗法が改定されてしまえば、登録品種については種子を毎年購入しなければならず、さらに一般品種にも拡大が懸念され、農家にとっては新たに大きな負担が発生することとなります。

種苗法改定案の撤回を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。伊達市保原町に建設予定の伊達地区特別支援学校についてです。

設計では地盤から四十五センチ高くしますが、今年の台風では二十五センチ浸水しており、既にその差は二十センチに迫っています。この特別支援学校は、知的障がいの子供たちが通う学校となることから、災害時などにパニックを起こさないための特別な配慮も必要です。

また、地元からは、建設予定地が浸水被害の常襲地帯であり、今後の災害を考えると、この程度の差では不十分ではないか、かさ上げをしてほしいとの要望があります。

一方、伊達市梁川町の梁川小学校は水害の常襲地帯に建設され、建設当時様々な意見を受け一メートルのかさ上げをしたことで、今年の台風ではぎりぎりのところで浸水を免れましたが、隣接している認定こども園ではかさ上げが不十分で浸水しました。

災害対策の教訓から、伊達地区に建設する県立特別支援学校について、校舎部分をかさ上げすべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

福島駅前の百貨店の閉店についてです。



中合福島店の閉店で、約四百四十人の今後の雇用が心配されます。福島市などが行ったテナントへのアンケートでは、回答のあった四十九の店舗のうち半数が閉店する方向です。

国や福島市と連携してテナント事業者と従業員の雇用を守る対策を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

伊達市への大型商業施設計画についてです。

伊達市は、六月議会で伊達市堂ノ内地区への大型商業施設イオンモール誘致に向けて、改正都市計画法に基づき、年内にも地区計画を策定する方針を明らかにしました。しかし、伊達市の商店街をはじめ事業者は一般の経済状況の悪化に加え、高齢化や人口減少などの課題を抱えており、「イオンが来れば、どこの店も全部やられてしまう。廃業するしかない」との声です。

コロナ後の経済状況も不透明な中、出店計画を拙速に進めようとする事にも地元からは批判の声が上がっています。福島市からも県北全体の振興にはつながらないと慎重な意見が出ています。

伊達市による堂ノ内地区における都市計画法に基づく地区計画について、県はどのように対応してきたのか尋ねます。

県は、二〇〇〇年代初めに起きた県内各地への大型店計画に対して事実上規制する全国初の商業まちづくり推進条例を二〇〇五年に制定、歩いて買物ができるまちづくりを進めてきました。県は今後商業まちづくり推進条例に基づき広域調整を行うこととなります。

大型店の立地地域は、条例の基本方針において県の県北都市計画区域マスタープランに位置づけられていることなどの要件を満たす必要があるとされています。しかし、伊達市堂ノ内地区はこのマスタープランに位置づけられていません。

伊達市への大型商業施設計画について、商業まちづくり推進条例の基本方針で定められている要件を満たすことができるのか、県の考えを尋ね、質問を終わります。（拍手）

◎議長（太田光秋君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）大橋議員の御質問にお答えいたします。

県内の学生への経済的支援についてであります。

仕送りやアルバイト収入の減少等により厳しい状況にある学生の現状に鑑み、これまで全国知事会を通じ学生への経済的支援について要望を行ってまいりました。

その結果、学生支援緊急給付金制度が創設され、また今年度から開始された国の修学支援新制度においても、授業料等減免及び奨学金給付の弾力的運用により対象者が拡大されたところであります。

さらに、同給付金の早期支給を全国知事会から重ねて提言するとともに、新制度のさらなる拡充も要望し、学生への経済的支援に努めているところであります。

また、県内の各大学においても、独自の支援金給付、奨学金貸与に加え、JAなど各種団体の支援による食料配布等がなされており、県立医科大学及び会津大学においては、教職員、地元企業、住民、団体等からの寄附金を活用した支援金の給付や食費補助などを行っております。

県といたしましては、今後の状況も踏まえ、全国知事会を通じ国へ要望するなど、学生への経済的支援を図ってまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（総務部長佐藤宏隆君登壇）

◎総務部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

県立医科大学及び会津大学の入学料や授業料等の学費につきましては、両大学とも平成十八年度の公立大学法人化以降、国の標準額を参考に独自に定めているところであります。

次に、会津大学短期大学の学生寮につきましては、平成十八年に行った耐震診断の結果、A判定であったことも踏まえ、入寮生の生活環境の維持改善を図るため、計画的に施設改修工事等を行っているところであります。

（企画調整部長橘 清司君登壇）

◎企画調整部長（橘 清司君）お答えいたします。

大学等の取組の把握を含む学生の支援につきましては、これまで各大学等における授業料減免等のほか、国において国公立、私立を問わず多くの学生の修学を経済的に支援するための緊急パッケージの措置が講じられています。

県といたしましては、引き続き県内の高等教育機関で構成されるアカデミア・コンソーシアムふくしまを通じた現状把握や情報共有に加え、必要に応じ全国知事会から国への要望を行うとともに、県の各種制度を担当する部局等と連携しながら適切に支援を行ってまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

生活福祉資金や住居確保給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う変更点を盛り込んだリーフレット等を新たに作成、配布するとともに、県や社会福祉協議会のホームページを通して広くお知らせしております。

今後とも必要とする方が利用できるよう制度の周知に努めてまいります。

次に、生活保護制度につきましては、感染症の発生に伴う制度運用の弾力的な取扱い等について各実施機関に通知するとともに、県や各市のホーム

ページ等を活用して広く周知しております。

今後とも必要な方に確実に保護が実施されるよう取り組んでまいります。

（商工労働部長宮村安治君登壇）

◎商工労働部長（宮村安治君）お答えいたします。

雇用調整助成金の申請手続の簡素化につきましては、全国知事会を通して国に求めてきた結果、記載事項の五割削減や添付書類の省略などが認められたことに加え、おおむね二十人以下の小規模事業主については、実際に支払った休業手当額から助成額を算定可能とするなど、さらなる負担軽減も行われたところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金につきましては、国の第二次補正予算に盛り込まれたところであり、今後速やかに申請手続がなされ、休業支援金が適切に支給されるよう制度を周知してまいります。

次に、福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金につきましては、四月二十一日から始まる休業要請期間のうち少なくとも四月二十八日から五月十五日まで協力したことを要件としており、対象の事業者も基本的に休止を要請しない施設に分類される集会の用に供する設備を持たない旅館、ホテルも対象としております。

次に、協力金、支援金の支給につきましては、審査体制の強化を図ったところであり、申請書類の補正等について申請者に丁寧に説明しながら交付の迅速化に取り組んでまいります。

次に、福島駅前の百貨店の閉店につきましては、事業の継続を希望するテナント事業者に対し、町なかの空き店舗へ移転する際に家賃補助を行うとともに、国、県、市、経済団体等を構成員として設置した雇用対策本部において閉店するテナント等の従業員の再就職や求人開拓等の支援を行うなど、テナント事業者の事業継続と従業員等の雇用の維持確保に向け、関係

者と緊密に連携して取り組んでまいります。

次に、商業まちづくり推進条例につきましては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、昨年度基本方針の見直しを行ったところではありますが、現時点においては事業者からの届出はなされておりません。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

米の全量全袋検査につきましては、放射性セシウムの吸収抑制対策などの徹底により通算五年間基準値超過がないことから、避難指示等があった二市町村を除いてモニタリング検査に移行いたします。

引き続き、関係機関、団体等と連携して、カリ質肥料の追加的施用による吸収抑制対策や異物混入による汚染防止を徹底し、県産米の安全を確保してまいります。

次に、市町村や団体が独自に行う米の放射性物質検査につきましては、野菜、果物等と同様の枠組みで分析装置の整備や検査員の配置等を支援してまいります。

次に、肉用牛肥育経営安定交付金制度につきましては、今回の算定方式の見直しにより本県の肥育農家への交付額が大きく減少することから、先月一日、国に対して本県肉用牛の販売価格に応じた制度運用に戻すよう強く要望したところであります。

次に、制度改定に伴う損失分につきましては、国の算定方式の見直しによるものであり、従来どおり県別の地域算定方式を認めるよう引き続き国に強く求めてまいります。

県といたしましては、牛肉の学校給食での利用やオンラインストアでの販売促進などの消費拡大対策に加え、農家の経営体質強化に向けた生産振興対策を一体的に実施することで肥育農家の経営安定に努めてまいります。

次に、食料自給率の引上げにつきましては、食の安定的な供給を通して県民の豊かな暮らしを支えていく上で極めて重要であります。

このため、農地等の生産基盤の整備をはじめ生産拡大のための機械、施設整備への支援、生産技術の向上などの施策を総合的に進めてまいります。

次に、家族農業経営につきましては、本県農業経営体の九八%以上を占め、地域農業を支える役割を果たしていることから、引き続き収益性の高い園芸品目の導入、多様な主体が参画する集落営農や農地保全などの共同活動等を支援してまいります。

次に、種苗法改定案につきましては、さきの通常国会で成立せず、継続審議になったところであります。

このため、国の動向を注視しながら、引き続き情報収集に努めてまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

伊達市による堂ノ内地区における地区計画につきましては、当該地区が市街化調整区域であることから、都市計画法に基づく協議に入る前の段階で土地利用についての他法令に係る状況を確認するため、事前に資料の提供を受けたところであります。

（こども未来局長佐々木秀三君登壇）

◎こども未来局長（佐々木秀三君）お答えいたします。

放課後児童クラブや保育所の職員に対する慰労金につきましては、国の第二次補正予算において対象とされておりませんが、感染拡大の中、仕事を休むことが困難な保護者の子供を受け入れ、社会機能の維持に寄与してきた役割を評価し、別途職員または施設に適切な支援措置を講ずる必要性について国に訴えてまいります。

次に、県独自の慰労金につきましては、緊急事態宣言期間中に事業の継続を求められた事業者は放課後児童クラブや保育所のほかにも数多くあることから、一定の事業者のみを対象として支給するには慎重な検討が必要であると考えております。

次に、放課後児童クラブの八時間の常勤体制につきましては、小学校の授業等が午後まで続くことから、導入は困難であると考えておりますが、職員の処遇改善や放課後児童クラブの運営に必要な補助基準額の増額について引き続き国に求めてまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

大学生等を対象とした給付型奨学金につきましては、国の制度において新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生等についても新たに支援対象とされたところであり、この制度の周知を図りながら支援に努めてまいります。

次に、伊達地区の県立特別支援学校につきましては、記録的な降水量となった令和元年東日本台風と同程度の浸水被害が発生した場合でも校舎の床上には浸水しない設計となっているため、計画どおり建設を進めてまいる考えであります。

◎十三番（大橋沙織君）再質問を行います。

まず、知事に学生への経済的支援について再質問します。

今求められているのは、県としての支援だと思えます。県内大学の学生と話すと、原発事故を受けた福島のために力になりたい、福島で学びたいという思いで福島の大学を選んでいきます。そういう気持ちで学んでいる学生たちが今コロナでバイトができず、収入が絶たれ困窮している。国の給付金は、申請できる人数は一〇%だけということ各大学に割当てがある

ため、給付を受けられない学生もいると聞きました。

国の給付金だけでは不十分で、大学はそういう学生を目の前にして何とかしなければいけないと思つて、会津大学では国の十万円に二万円を上乘せしたり、福大でも困窮している学生一人に月五万円の貸付金を教職員やOBの寄附を募つてやっています。桜の聖母短大でも独自の奨学金制度をコロナ対応に拡充させています。こうやって独自の支援を次々やっている中で、各大学から県としても何らかの支援をしてほしいと要望が出されているわけです。今県の姿勢が問われているのではないのでしょうか。

桜の聖母短大では、福島市との連携で福島市への就職率が上がった話も聞きました。全国的に農業経営学部の卒業生は八割がその地域で就職するとのお話も聞いています。若者の人口流出対策の立場から見ても学生支援は重要と考えます。県内の学生への経済的支援について再度知事に伺います。次に、教育長に伊達の特別支援学校のかさ上げについて再質問いたします。地域住民の方が心配しているわけなのです。この学校は、地元住民の人が待ち望んで、大きな期待が寄せられています。せっかく造る学校ですから、心配なく学べるようにすることが必要です。

もともとの設計で四十五センチ地盤から高くするということですが、去年の台風では二十五センチ浸水被害を受けています。こういう経過を踏まえて設計の再検討をすべきではないでしょうか。去年の台風を超える被害がいつ来てもおかしくありません。今のうちに対策を打つべきと考えます。伊達の特別支援学校のかさ上げについて教育長に再質問します。

それから、土木部長に伊達のイオンについて再質問いたします。

地区計画について資料提供を受けたという御答弁でしたが、伊達市の認識は地区計画を前提に県の認識よりも一歩進んでいると感じます。伊達市が議会に示した六月の文書によれば、県との間で事前調整の完了の見込みが



ついたことから、地区計画の策定の作業を進めることにしたと書いてあります。県と市との間で協議が相当進んでいるのではないのでしょうか。堂ノ内地区の地区計画について、県がどういふふうに対応してきたのか再度伺います。

◎知事（内堀雅雄君）大橋議員の再質問にお答えいたします。

県内の学生への支援につきましては、学生支援緊急給付金制度の創設、修学支援新制度の対象者拡大などが行われたところであります。

県といたしましては、今後の状況も踏まえ、全国知事会を通じ国へ要望するなど、学生への経済的支援を図ってまいります。

◎土木部長（猪股慶藏君）再質問にお答えいたします。

伊達市による地区計画についてでございますが、現在都市計画法に基づく協議に入る前の事前の相談を受けているという段階でございます。

今後正式な協議があった場合には、都市計画法に基づき適正に対応してまいる考えでございます。

◎教育長（鈴木淳一君）再質問にお答えいたします。

伊達の特別支援学校の件でございますが、去年の台風での浸水面よりも校舎一階の床面が高くなるような設計となっておりますので、予定どおり建設を進めてまいる考えでございます。

◎十三番（大橋沙織君）再々質問いたします。

知事に学生の支援についてです。

国が支援策をやっているわけではありますが、県としての支援が求められていると思っております。県の人口ビジョンでは、大学進学時や就職期に特に県外への転出が多く見られるとあります。

知事が今議会の所信でも人口減少対策で切れ目のない支援の充実を述べました。県が福島の将来を担う若者を応援するという立場で学生支援を行う

べきと思います。再度知事に質問します。

それから、商工労働部長に県の協力金と支援金について再質問します。

要項には少なくともこの期間という休業要請期間は書いてあっても、完全休業が条件とは書いてありません。協力金の対象業種で休業に協力した事業者を対象外にするような線引きは改善すべきと思います。

事業者からは、今まできちんと納税してきたのだから、こういうときくらい助けてほしい、営業を継続できれば、これからだって快く納税していくと、そういう話もあります。

県内事業者は、原発事故に加えて、去年の消費税増税と台風被害で既に苦しい状況が続いています。今コロナで休んでしまえば収入がゼロになる、でも固定費などの支出は変わらない、暮らしが逼迫するから、完全休業はできなかつたわけです。県としてこうした事業者も幅広く捉えることが必要だと思います。

今月上旬に話を伺った事業者の方は「今後を考えると暗い気持ちになるから、考えないようにしてきた、今までこの気持ちを誰にも話せなかつた」と、これだけ苦しい状況に追い込まれています。せつかくつった制度をきちんと事業者のために使うこと、こういう大変なときだからこそ、県がしっかりと支援すべきだと思います。

新しい生活様式の下、事業者はこれからも感染拡大防止に協力していくこととなります。自粛が続くわけですから、ここで線引きしないで対象を広げるべきと考えます。県の協力金、支援金について幅広く捉えるべきと思いますが、再度質問します。

最後に、こども未来局長に学童や保育所職員への県独自の慰労金について再質問します。

必要性を認めていらつしやるとおり、三月頃の現場の状況は局長も御存じ

だと思えます。あの混乱のさなか、放課後児童クラブ支援員の皆さんは社会生活を支えてきました。

福島市の二十代の女性支援員は「朝から開所になったけど、休憩時間もな  
いまま毎日十二時間労働、さらに子供たちの検温や消毒など業務が増えて  
心身ともに限界です」と窮状を訴えています。

東京都の練馬区では、保育の従事者一人につき二万円出すことを決めています。国がやらないなら、県がまず独自でやるべきではないでしょうか。  
放課後児童クラブや保育所の職員に対して、県独自の慰労金を支給すべき  
と思いますが、再度伺います。

◎知事（内堀雅雄君）大橋議員の再質問にお答えいたします。

県内の学生への支援につきましては、これまで福島県として全国知事会と  
共に新たな支援制度の創設等に努めてきたところであります。

今後とも全国知事会と連携をしながら適時的確に取り組んでまいります。

◎商工労働部長（宮村安治君）再質問にお答えいたします。

協力金、支援金につきましては、緊急事態措置に基づく休業要請に協力い  
ただいた事業者に交付することとしたものであり、交付には協力いただき  
たことが前提となります。

◎こども未来局長（佐々木秀三君）再質問にお答えいたします。

放課後児童クラブや保育所等、社会機能を維持する事業者の職員に慰労金  
を支給することにつきましては、そのような職員が消防、警察、食品、ラ  
イフライン、交通など多種多様であることから、総合的な調整の上、国が  
判断すべきものと考えてございます。